

コンプライアンス規定

磯部塗装株式会社
内部監査・コンプライアンス室

第 1 条 (目的)

本規定は磯部塗装株式会社(以下、「当社」という)のコンプライアンス規定に関わる基本事項を定義し、当社におけるコンプライアンスの徹底を図ることを目的とする。

第 2 条 (定義)

本規程におけるコンプライアンスとは、当社が行うすべての活動において、関連する法令・条例・契約・社内規程等、明確に文書化された社会ルール(以下「法令」という)の遵守をいう。

第 3 条 (適用範囲)

本規程は当社のすべての役員と従業員、契約社員、嘱託社員、雇用延長社員、臨時社員、その他雇用契約を締結しているすべての者および派遣社員ほか、当社内にあつて直接または間接に当社の指揮監督を受けて当社業務に従事しているすべての者に適用する。

第 4 条 (推進体制)

1. 本規程の運営統括部門は「内部監査・コンプライアンス室」とする。
2. 本規程の「実施統括責任者」は内部監査・コンプライアンス室長とする。
3. 内部監査・コンプライアンス室長は「実施責任者」を任命出来る。
4. 実施責任者は営業所長をはじめとする各部門長とし、本規程の実施についての責任を負う。

第 5 条 (社内普及促進)

内部監査・コンプライアンス室は役員・従業員を対象としたコンプライアンス社内普及促進に関する教育・研修会を企画し、計画的に実施しなければならない。

第 6 条 (コンプライアンス監査)

内部監査・コンプライアンス室は全組織を対象としたコンプライアンス監査に関する方法・時期・要員等を企画立案し、計画的に実施しなければならない。

第 7 条 (法令・知識の習得)

役員・従業員は自らの職務を規制している法令について正しい知識を習得するよう努めなければならない。

第 8 条 (行動基準)

1. 役員・従業員は自らの職務を遂行する場合には、法令に定めのあることについては、法令に則って行動する。法令に定めのないことについては、社会的良識に基づき行動する。
2. 役員・従業員は他の役員・従業員に対し、法令に違反する行為を指示、示唆、黙認してはならない。

第 9 条 (取引先との癒着の禁止)

取引先からのリベートや社会的通念から逸脱するような金品の要請及び授受をしてはならない。

意図せずして取引先から金品等を收受した場合には直属の上司へ届け出る事。コンプライアンス室にて検討のうえ不相当と認められる場合には適切な措置をとる事とする。

この場合適切な措置とは、状況に応じて、丁寧な断りの文書を添え会社の費用でそれを返送すること、それと同額程度のものを会社の費用で戻すこと、便益を受けた個人をその取引先との仕事から一定期間外すこと等を指す。

第 10 条 (その他便宜供与への対応)

公的であれ私的であれ取引先から金品の供与以外の便宜供与の申出があった場合には、その事実を直属の上司に報告する事。

第 11 条 (懲戒処分)

1. 当社は本規定に違反を行った役員に対し厳正な処分を課す。
2. 当社は本規定に違反を行った従業員を、就業規則に従い懲戒処分に付す。

第 12 条 (免責の制限)

役員・従業員は次に掲げることを理由に、自らが行った法令違反行為の責任を免れることはできない。

1. 法令について正しい知識がなかったこと。
2. 法令に違反しようとする意志がなかったこと。
3. 当社の利益を図る目的で行ったこと。

第 13 条 (所轄)

本規程の所轄は、内部監査・コンプライアンス室とする。

第 14 条 (制定・改廃)

1. 本規程は、内部監査・コンプライアンス室が制定し、コンプライアンス委員会の承認により施行する。
2. 本規定は、社会情勢の変化などにより必要が生じた場合には、制定と同様の手続きを経て改廃することができる。

第 15 条 (施行時期)

本規程は平成 28 年 1 月 1 日より施行する。

【補足】

遵守すべき事項はこれが全てではありません。

求めるべき成果は上記に規定されるものではなく、個々人が良心や社会的な倫理感に従って職務の遂行にあたる事にあります。

一点の曇りもなく社会に誇れる企業を目指し、より一層の団結をしていきましょう。